

重 要 性 分 類 III  
事 務 連 絡  
令 和 5 年 12 月 25 日

福岡県医師会  
福岡県歯科医師会  
福岡県薬剤師会

} 御中

社会保険診療報酬支払基金  
九州審査事務センター

マイナ保険証利用促進等に係る広報文書の  
保険医療機関（薬局）への送付について

平素は、支払基金の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、オンライン資格確認の導入促進については、厚生労働省と連携し、広報文書の配布等、様々な取組を実施しているところです。

今般、厚生労働省及びデジタル庁において、令和6年1月から新たにマイナ保険証利用促進等に係る支援を行うこととなりました。

つきましては、当該内容を周知するため、令和5年12月処理（令和6年1月送付）の返戻発送に併せて、別添のリーフレットをもって各保険医療機関（薬局）宛て連絡することとしましたので、ご配意を賜りますようお願い申し上げます。

**マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について**

窓口において、カードリーダーの操作に慣れていない患者への説明など、マイナ保険証の利用勧奨に取り組まれる**医療機関や薬局向けの支援を実施**します。

**☆ 医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援**

- マイナ保険証の利用率（初診・再診・調剤）※1 が、2023（R5）年10月から5%ポイント以上増加した医療機関等を対象に、支援を実施します。
- 対象期間は2024（R6）年1月～11月です。  
〔前半：2024（R6）年1～5月、後半：2024（R6）年6～11月〕
- 前半期(又は後半期)のマイナ保険証平均利用率と、2023（R5）年10月の利用率を比較し、右の表の増加量に応じた支援単価を、前半期(又は後半期)のマイナ保険証総利用件数に乗じた額が支援金として交付※2されます。

2023年10月の利用率からの増加量	前半期 (2024年1月～5月)の 支援単価	後半期 (2024年6月～11月)の 支援単価
5%ポイント以上	20円/件	—
10%ポイント以上	40円/件	40円/件
20%ポイント以上	60円/件	60円/件
30%ポイント以上	80円/件	80円/件
40%ポイント以上	100円/件	100円/件
50%ポイント以上	120円/件	120円/件

※1 利用率の算出：2023年（R5）10月の利用率の場合

「2023年10月のマイナ保険証利用人数(名寄せ処理後) / 2023年11月請求分レセプト枚数(外来レセのみ)」

※2 支援金の交付にあたり医療機関等からの申請は不要です。申請によらず社会保険診療報酬支払基金より年2回交付します。

**☆ 2024年3月までのマイナ保険証の月間利用件数が1台当たり500件以上の医療機関等を対象に顔認証付カードリーダー増設に要した費用を支援**

- マイナ保険証利用件数が多い医療機関等を対象に顔認証付きカードリーダーの増設に要した費用への支援を実施します。
- 令和5年度補正予算（案）の閣議決定の翌日（2023(R5)年11月11日）以降に生じた増設に要した費用が対象となります。
- 2023(R5)年10月から2024(R6)年3月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数の総数が1台当たり500件以上の機関において、顔認証付きカードリーダーを増設した場合、増設に要した費用の一部が補助されます。
- 病院の場合、以下の条件に応じ、顔認証付きカードリーダー最大3台分まで増設に要した費用の一部、病院以外の施設は、顔認証付きカードリーダー1台増設に要した費用の一部が補助されます。

病院	利用件数	500～999件	1,000～1,499件	1,500～1,999件 <small>※1台運用の病院は 1,500件以上に読み替え</small>	2,000～2,499件 <small>※2台運用の病院は 2,000件以上に読み替え</small>	2,500件以上
1台の無償提供等を受けた病院		1台	2台	3台	—	—
2台の無償提供等を受けた病院		—	1台	2台	3台	—
3台の無償提供等を受けた病院		—	—	1台	2台	3台

※ 2023(R5)年4月以降に新規開設した医療機関・薬局においては、新規開設時に導入した台数が基準となります。

- 「顔認証付きカードリーダー、資格確認端末の購入費用、工事費」に要した費用総額の1/2が補助されます。補助には上限額が設定されていますので、下図をご確認ください。

〔補助上限額〕 (円)	病院			診療所・薬局	
	1台	2台	3台	1台	
	275,000	450,000	625,000	275,000	

※ 今後、内容の一部修正が有り得ます。

# 診察券・医療費助成の受給者証のマイナンバーカードへの 一体化に取り組む保険医療機関等への支援について

マイナンバーカード一枚で受診できる医療機関・薬局の環境整備に対する支援を実施します。

## ☆ 再来受付機・レセプトコンピュータ等の改修に要した費用を支援

- 現在でも、オンライン資格確認システムを導入いただければ、再来受付機・レセコン等の改修によりマイナンバーカードを診察券としても利用することができます。
- また、医療費助成の受給者証についても、デジタル庁においてマイナンバーカードによる資格確認を実施するためのシステムを令和5年度中に構築予定であり、レセコン改修により対応可能となります（並行して参加自治体も拡大していきます。参加自治体の情報はデジタル庁HP等でも公表しています。参加意向などは各自治体にお問い合わせください。）。
- これらの取組に必要な医療機関・薬局の再来受付機・レセコン等の改修について支援を実施します。
- 令和5年度補正予算案の閣議決定の翌日（2023(R5)年11月11日）以降に生じた改修に係る費用が対象です。令和6年度診療報酬改定に伴う改修の機会にあわせて、是非、ご検討ください。

		受給者証 & 診察券の両方対応	受給者証のみ対応	診察券のみ対応 (診療所・病院)
診療所、薬局 (大型チェーン 薬局以外)		5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)		5.4万円を上限に補助 ※2 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)
大型チェーン 薬局		3.6万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその1/2を補助)		—
病院	① 再来受付機等 の改修を含む	60.0万円を上限に補助 ※1 (事業費120万円を上限にその1/2を補助)	—	60.0万円を上限に補助 ※1 (事業費120万円を上限にその1/2を補助)
		40.0万円を上限に補助 ※2 (事業費120万円を上限にその1/3を補助)		40.0万円を上限に補助 ※2 (事業費120万円を上限にその1/3を補助)
	② 再来受付機等 がない場合	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)		28.3万円を上限に補助 ※2 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

### 【補助要件】

- ※1：2023(R5)年10月末から2024(R6)年3月末までのいずれかの月のマイナ保険証の月利用件数の総数が500件以上であること
- ※2：2023年10月末のマイナ保険証の利用率と比較して、2024年1月以降の平均利用率が5%以上増加したこと(注)  
(注) 2024年1月以降の利用率を算出し、5%を超えた時点で申請要件を満たすこととする。

◎顔認証付カードリーダーの増設に要した費用の支援及び再来受付機・レセコン等の改修に要した費用の支援に係る申請手続きにつきましては、社会保険診療報酬支払基金が運営する医療機関等向け総合ポータルサイト等で改めてお知らせする予定です。

◎ご案内した事業に関するお問い合わせ先

- オンライン資格確認等コールセンター：0800-080-4583（通話無料）  
月～金：8:00-18:00、土：8:00-16:00（いずれも祝日を除く）
- オンライン資格確認等問合せフォーム：  
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/inquiry/inquiry.html>